

三郷市日中一時支援事業

1. 事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、児童通所サービス事業所、地域活動支援センターにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

(1) 利用時間

利用者1人につき、1月当たり15時間を上限とする。

ただし、障がい児については8月に限り1月当たり30時間まで利用可能。

(2) 利用料（利用者負担額）

非課税世帯および生活保護受給世帯は無料。

利用者の区分	1時間以内	1時間を超える場合
一般	80円	80円に加え、 30分毎に40円
重症心身障害者等	240円	240円に加え、 30毎に120円

※1時間超のご利用の際に30分未満の端数時間が発生した場合、これを30分とみなして算定します。

※重症心身障害者等…重度の身体障害（肢体不自由）と重度の知的障害の両方に該当する者（児）

(3) 補助額（市から事業者への補助）

サービス提供の区分	補助基準額	
	1回の利用時間が1時間以内の場合	1回の利用時間が1時間を超える場合
重度心身障害者等以外の利用者にサービスを提供した場合	800円	800円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに400円
重度心身障害者等である利用者にサービスを提供した場合	2,400円	2,400円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに1,200円

※1時間超のご利用の際に30分未満の端数時間が発生した場合、これを30分とみなして算定します。

※補助基準額から(2)利用料を除いた額が補助額になります。

2. 対象事業者

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害児通所支援事業者
- (3) 地域活動支援センター運営事業者

3. 事業所等の設備・人員基準

- (1) サービスを実施する居室の床面積

対象者 1 人当たり 3.3 平方メートル以上

- (2) 職員数

重症心身障害者等を含む場合：対象者 3 人につき看護職員を 1 人以上配置

上記以外の障害者等の場合：対象者 7 人につき従業者を 1 人以上配置

※看護職員…保健師、助産師、看護師、准看護師

4. 事業者登録申請

- (1) 提出書類

- ・ 三郷市日中一時支援事業者登録申請書（様式第 1 号）
- ・ 障害福祉サービスまたは児童通所支援の指定を受けた旨を証する書類の写し、
地域活動支援センターは設置承認書類の写し
- ・ 看護職員の資格証の写し（重症心身障害者等を対象とする場合）
- ・ 従業者名簿
- ・ 事業所の平面図
- ・ 傷害保険加入証書の写し

- (2) 提出先 三郷市障がい福祉課窓口（郵送可）

登録決定後、「三郷市日中一時支援事業者登録決定・却下通知書（様式第 2 号）」をもって通知いたします。また、本通知とあわせまして、補助金の申請手続きについてもご案内申し上げます。

利用者についても、市への利用登録が必要となります。事業者におかれましては、サービス利用希望者に、市への利用登録申請をご案内ください。

問い合わせ先

三郷市役所 障がい福祉課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL : 048-930-7778 / FAX : 048-953-7785

E-mail : shougai@city.misato.lg.jp